
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本市では、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目標に、地域の生活課題に根ざした福祉の実現に向けた総合的な福祉施策の推進のため、平成15年3月に平成27年度を目標年度とした「長岡京市地域健康福祉計画（前期計画）」（※以下、「前期計画」という。）、平成18年3月に中期計画である「長岡京市地域健康福祉（中期）計画」（※以下、「前回計画」という。）を策定し、地域健康福祉の諸施策をすすめてきました。その中でも、地域健康福祉計画を策定した時に構想した「地域健康福祉プラットフォーム」については、地域コミュニティ協議会の立ち上げや長岡京市社会福祉協議会との連携強化による総合生活支援センターの相談支援の充実など、地域健康福祉プラットフォーム構想を実現するための基盤づくりに努めてきました。

計画策定時から今日までの間、生産年齢人口の減少と高齢化の進行、核家族化の進行、高度情報化の進展、社会経済の変化、市民のライフスタイル^{*}の多様化など、社会環境が急激に変化する中で、様々な課題が新たに生じています。また、地域社会への関心も薄らぎ、本来地域に備っていた相互扶助機能の低下がみられます。

こうした社会状況の中、地域の生活課題に対して制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や、その仕組みをつくっていく地域健康福祉の考え方が一層重要になっています。また、近年、「新しい公共^{*}」に代表されるように、地域課題への対応を図るため、市民、地域活動団体、NPO^{*}、民間企業などの主体をまちづくりの担い手として位置づけ、行政と協働したまちづくりを実践する活動が全国的に広がりをみせています。そのためには、それらの主体が様々な生活課題について「自助（地域住民一人ひとりやその家族の努力）」「互助（隣近所の身近な住民どうしでの相互扶助）」「共助（地域住民と地域活動団体などとの協力）」「公助（公的な制度）」の連携によって解決していこうとする取組が求められます。

これらを踏まえ、本市においては市民が住み慣れた地域で支えあい・助けあいにより安心して暮らしていけるよう、「長岡京市地域健康福祉（後期）計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

※ライフスタイル（life style）…生活様式。

※新しい公共…行政だけでなく異なる多様な主体を地域づくりの担い手として位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方。

※NPO…利益を上げることが第一の目的とせず、社会にある様々な課題（環境や福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的や使命に掲げて活動している民間の団体や組織のこと。

(2) 地域健康福祉とは

私たちの住む地域には、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者、また、働きながら子育てや家族の介護で悩んでいる人など、周りからの助けを必要としている人たちが数多く暮らしています。

こうした日常生活の課題を解決したり、自立した生活を支えたりしていくには、市が行う公的なサービスのみでは対応することが難しいことがたくさんあります。そのため、だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす人々が互いに支えあい・助けあっていくことが大切です。

また、市民が心身ともに健やかで活力ある生活を送るため、市民一人ひとりが自分の“からだ”や“こころ”の状態に関心をもち、いきいきと暮らすことができるよう、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

地域健康福祉とは、市民が住み慣れた地域や家庭で心身ともに健やかで安心して暮らしていけるように、人と人とのつながりを大切に、地域でともに暮らす生活者としての視点で、困りごとを抱えた人たちの生活のしづらさについて考え、お互いに助けたり、助けられたりする関係をみんなで一緒になって築いていくことを意味しています。

(3) なぜ今、地域健康福祉が必要なのか

【家族や地域の絆を守るために大きな力が必要となっています】

高齢化、核家族化、一人暮らし世帯の増加や、若い世代の市外への流出が続くなど、家族、地域の結びつきが希薄化しつつあります。

【様々な人が日常的な生活課題を抱えています】

地域社会をみると、人々の価値観、生活習慣の多様化により、人と人との交流やつながりは薄らぎ、介護や子育てなど、これまで家庭や身近な地域で解決してきた課題に対応する機能が弱まるとともに、生活不安やストレスの増大などの多様な生活課題が浮き彫りになりつつあります。

【市民参画や自治意識の確立が必要となっています】

国は平成20年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支えあう「新たな支えあい」（共助）の強化などを地域住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

【安心・安全に暮らせる地域づくりが必要となっています】

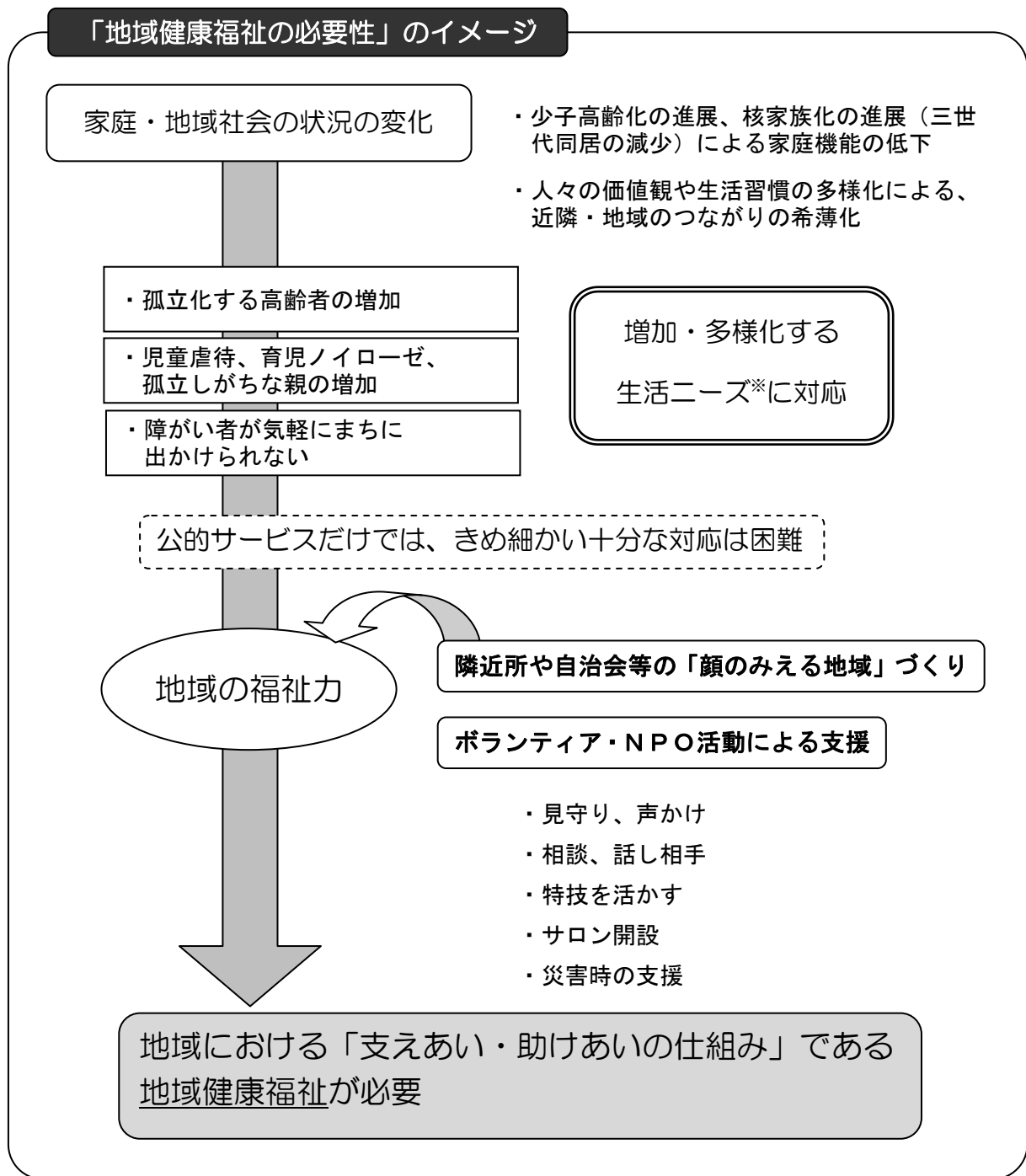
近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

特に、災害時には一人での避難が困難な高齢者や障がい者などの要支援者への対応が必要であり、身近な地域の住民どうしの助けあいが求められます。

そのため、安心・安全に暮らせる地域づくりをすすめる上では、地域住民が自ら防災・防犯意識を高め、いざという時に助けあえる関係を築いていくことが必要となっています。

【福祉のまちづくりに向けた総合的な福祉施策が必要となっています】

高齢者や障がい者、子育て世代などの様々な立場にある市民が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスの提供や見守り活動等の市民の福祉活動への支援、また福祉教育の推進など、福祉に関する様々な取組を総合的に施策展開していくことが必要となっています。



※ニーズ…必要。要求。需要。

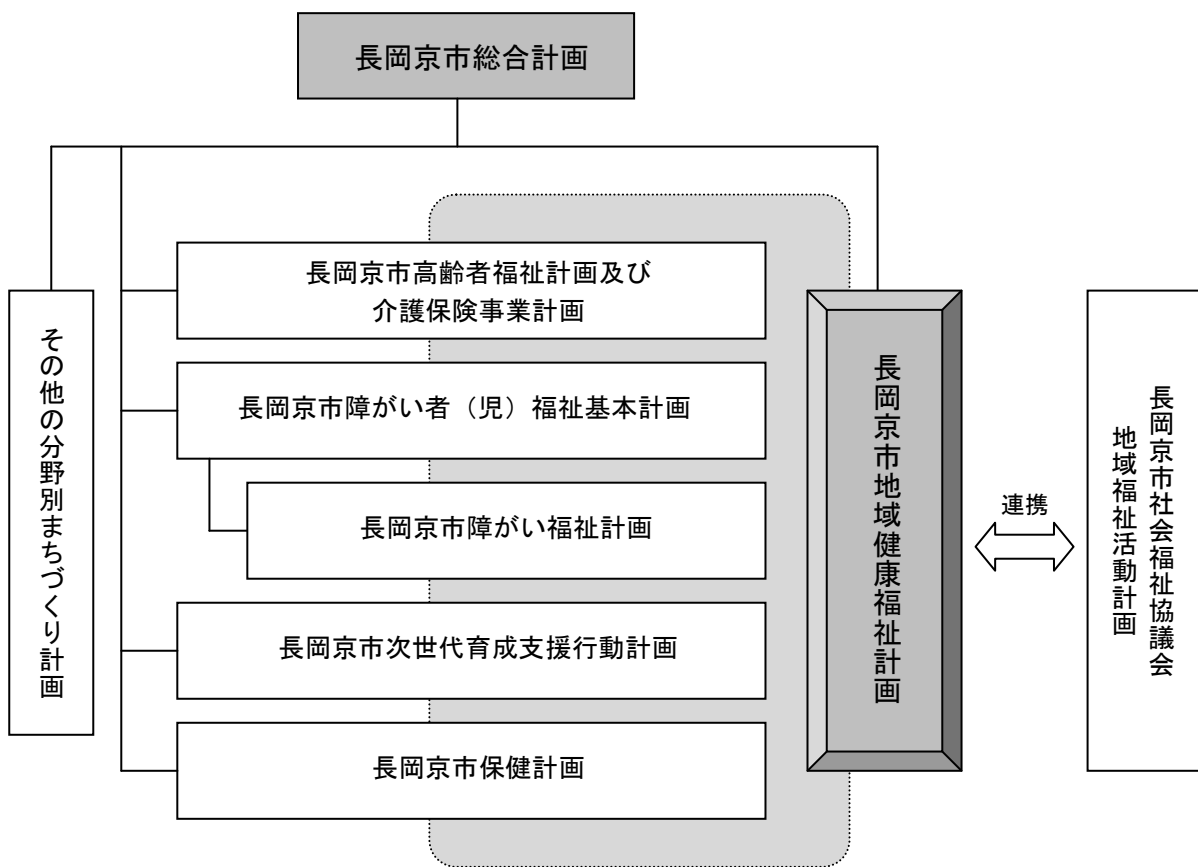
2. 計画の位置づけ

本計画は、「長岡京市地域健康福祉計画」の後期計画です。

「長岡京市第3次総合計画」の中の福祉・保健・医療に関する分野別計画であるとともに、この分野の中核的な計画です。したがって、本計画では、「長岡京市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画」「長岡京市次世代育成支援行動計画」「長岡京市保健計画」といった、この分野の個別計画において共有する理念、重点施策等を取りまとめたものであり、数値的な目標・指標、個々の具体的な取組については、総合計画及び個別計画に委ねられるものとします。また、本計画には、地域健康福祉の個別施策に関する内容も含まれており、その部分については他の個別計画と同様な位置づけとなります。

また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、本市では福祉分野に加え、広く保健、医療分野も含めた計画として、「地域健康福祉計画」と称しています。

一方、長岡京市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」とは、めざすべき本市の健康福祉像等において共有を図っていくとともに、本計画における地域健康福祉の個別施策と「地域福祉活動計画」における具体的な地域福祉活動事業との整合を図っていくものとします。



3. 計画の期間

「長岡京市地域健康福祉計画」の計画期間は、平成 15 年度を初年度とし、「長岡京市第 3 次総合計画基本構想」の最終年度である平成 27 年度を目標年度とする 13 年間です。

その前期計画は平成 15 年度～平成 17 年度の 3 年間、中期計画（前回計画）は平成 18 年度～平成 22 年度の 5 年間で計画期間としています。

本計画は後期計画にあたるため、計画期間を平成 23 年度～平成 27 年度の 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

